

税関関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部を改正する省令について

1. 経緯

「税関業務(輸出入及び港湾・空港手続関係業務)の業務・システム最適化計画」(平成18年3月28日財務省行政情報化推進委員会決定)に従い、税関の業務及びシステムの見直しを行った結果、税関手続申請システム(以下「CuPES」という。)の対象手続のうち、今後も利用見込みのある手続については、輸出入・港湾関連情報処理システム(以下「NACCS」という。)に移管し、これまで電子申請の実績がなく、将来においても利用見込みのない手続については、電子申請を一旦休止するとともに、CuPESを平成22年2月に廃止することとした。これに伴い「税関関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令」(以下「IT省令」という。)等の一部を改正する必要があるため所要の改正を行うものである。

2. 改正内容

(1) CuPESの業務をNACCSに移管するため、関係規定の整理を次のように行う。

① NACCSによって電子的に行うことができる処分通知等の範囲を定める規定の改正

(IT省令第9条関係)

② 電子申請等に伴う手数料の納付に係るシステムをNACCSとするための関係規定の改正

(IT省令第10条関係)

③ 通関士試験の受験を申し込む際に使用するシステム、支払手段等の輸出又は輸入を届け出の際に使用するシステムを、それぞれNACCSとするための関係規定の改正

(通関業法施行規則第7条及び外国為替に関する省令第10条関係)

(2) CuPESを廃止することに伴い、関係規定の整理を次のように行う。

① CuPESによって電子的に行うことができる申請等を定める規定及び関連する規定の削除

(IT省令第3条、第7条及び別表第1関係)

② C u P E Sの使用に係る手続等を定める規定の削除

(I T省令第4条、第5条、別表第2、別表第3及び別表第4関係)

③ C u P E Sによって電子的に行うことができる処分通知等を定める規定の削除

(I T省令第9条関係)

(3) その他所要の規定の整備を行う。

3. 施行日

前記2.(1)の改正規定 平成22年2月21日

その他の改正規定 平成22年2月22日